

〈保護者の方へ〉

令和5年10月から制度内容が拡大されます

（板橋区認証保育所等保育料負担軽減助成制度についてのご案内）

日頃より、板橋区の保育行政にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、板橋区では、令和5年10月から東京都が実施する第2子以降無償化にともない、「認証保育所等保育料負担軽減助成」の制度を拡大いたします。

1 拡大内容

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・0～2歳児クラスの課税世帯の第2子の助成上限（月額）54,000円まで補助。・3～5歳児クラスは対象外。 | <ul style="list-style-type: none">・0～2歳児クラスの課税世帯の第2子以降は上限（月額）67,000円まで補助。・3～5歳児クラスは課税状況に関わらず、上限（月額）20,000円まで補助。 （施設等利用給付（無償化）対象者は、37,000円に20,000円を上乗せ。） |

2 今後の区のスケジュール

令和6年2月上旬 施設宛てに拡充対象者（3～5歳児クラス）用ご案内配布

〃 3月上旬 申請書提出締切

〃 5月 令和5年度下半期分交付決定

※12月頃に東京都からの正式な通知が出る予定となっているため、上記は8月時点での予定であり、変更となる場合があります。

※拡大内容については上記1のとおりですが、在園の方には園経由で2月頃、申請書類をお配りする予定です。

※詳しくは随時、区ホームページをご確認ください。



3 令和5年度途中で退園される方へ

・10月以降、区外への転出などにより退園される場合は、2月頃にホームページをご確認いただき、申請の手続きを忘れないようお願いいたします。**（期日までに申請書を提出していただけない場合は、助成対象外となりますので、ご注意ください。）**

※このご案内は「負担軽減助成制度」に関するものです。

「施設等利用給付（無償化）」については、当該制度のご案内や区ホームページをご参照ください。

該当になる方は、別途、申請が必要になります。



〈お問い合わせ先〉

板橋区子ども家庭部保育サービス課民間保育第二係（板橋区役所南館3階23番窓口）

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 電話：03-3579-2494